

監査報告書

令和2年5月21日

学校法人ヤマザキ学園

理事会 御中

監事 玉木 祥夫



監事 矢島 隆志



私たち監事は、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における学校法人ヤマザキ学園の業務および財産の状況について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第15条第3号の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり監査報告いたします。

1. 監査の概要

私たち監事は、理事会に出席して意見を述べ、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、法人本部および学校法人の設置する学校において業務および財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、収支計算書貸借対照表および財産目録につき検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書貸借対照表および財産目録に係る計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(2) 財産目録は、法令および寄附行為に従い、記載されたすべての事項が事実に基づいており、財産の状態を正しく示しているものと認めます。

(3) 貸借対照表および収支計算書は、学校法人会計基準に準拠して経営状況および財政状態を正しく示しているものと認めます。

(4) 所轄庁または理事会および評議員会に報告すべき、学校法人の業務または財産に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上